

司法制度改革実施推進会議開催要領

1 目的

今般の司法制度改革において成立した制度のうち法務省において行うべきものについて、省をあげて総合的に推進することを目的とする。

2 体制

(1) 構成員は、次のとおりとする。

事務次官（議長）、官房長、秘書課長、人事課長、会計課長、施設課長、訟務総括審議官、司法法制部長、各局長、法務総合研究所長

最高検察庁総務部長、東京高等検察庁次席検事、東京地方検察庁次席検事

(2) 有識者 8 名以内を参与とし、随時、その参画を求め、助言を得るものとする。

3 その他

(1) 本会議は、随時、開催する。

(2) 本会議の事務局は、司法法制部司法法制課とする。